



ごあいさつ

日頃よりご愛顧を賜りありがとうございます。

今月から「就業サポートセンター」の取組業務の一つとして「ちゅうキャリア通信」を発行させて頂く事となりました。「ちゅうキャリア通信」は就業サポートセンターに寄せられた相談例や弊社のスタッフさんに対するスキルアップへの取組やトピックス等を毎月ご案内していく定期便です。

❖ 労働者派遣法施行規則等の一部改正について

平成27年9月の労働者派遣法の大改正により抵触日のルールも大きく変わりました。新法施行後3年が経過した昨年初めて「派遣労働者の受入についての意見聴取に係る通知書」といった書面作成にご苦勞された企業様もいらっしゃったのでは無いでしょうか。

そんな通知書の意見聴取に関わる「過半数代表者」について今年の4月1日より労働者派遣法施行規則の一部改正があります。

○過半数代表者の選出要件に「派遣先の意向に基づき選出された者でないこと」を追加する。

○派遣先は、過半数代表者が事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないこととする。

といった2点です。今後過半数代表者についてはより厳格な選出方法が求められていきますね。



こからもお役に立つ情報を紹介していきます。お楽しみに！！

❖ 中央キャリアネットのキャリアコンサルティング

みなさん初めまして！中央キャリアネットの「顔が少し怖いけど…
けっこう優しい」キャリアコンサルタントの設楽千恵です(^)/
私はキャリアコンサルタントとして約10年人材ビジネス業界
に携わって参りました。派遣先企業様にもお役に立つ情報や
エピソードを次号以降「ちゅうキャリア通信」にドンドン書いていきます。
お楽しみに！！



来月号もセンター相談例その他人材に関するトピックスを掲載予定です。

発行 社長室直轄 就業サポートセンター 窓口担当 矢野
直通電話 070-4397-4966 メールアドレス support@c-c-nt.com

